

運 営 法 人 代 表 者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様
介 護 保 険 施 設 施 設 長 様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

横浜市健康福祉局介護保険課長

要介護認定に係る適正化のご協力について（依頼）

大暑の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度に厚生労働省要介護認定適正化事業における「技術的助言事業」にて、要介護認定の適正化に向けて国から助言を受けたため、ご報告いたします。

つきましては、下記にご留意のうえ、適正な要介護認定調査の実施をお願いいたします。

1 要介護認定について

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ適正に行われることが求められます。認定調査項目の選択誤りや特記事項の記載が十分に行われていない場合、審査判定を適切かつ円滑に進めることが困難となり、要介護度に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため、認定調査実施時には、定義に沿って調査を実施し、認定調査票を提出する前には、基本調査項目、概況調査、特記事項に矛盾がないか等ご確認のうえ、ご提出ください。

2 認定調査項目の選択における傾向

認定調査項目の選択に偏りが見られる項目ありました。特に、下記にご留意ください。

（1）「1-1_麻痺等の有無」の「6. その他（四肢の欠損）」について

「6. その他」の選択基準について国からの助言を受け、以下の通りに整理しました。

ア 手指・足趾は、下肢・上肢に含まれないため、手指・足趾に麻痺等がある場合は、「その他」を選択し、特記事項にその状況を記載してください。

イ 上肢・下肢以外（手指・足趾を含む）に麻痺がある場合や四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は、「6. その他（四肢の欠損）」を選択し、部位と麻痺の状況を必ず特記事項に記載してください。

（2）「2-3_えん下」について

むせ込みがあることだけで「2. 見守り等」を選択せず、「食物を飲み込む能力」があるかどうかを評価し、選択してください。また、2-3_えん下は、能力の評価軸、2-4_食事摂取は、介助の方法の評価軸であり、評価軸が異なるため、特記事項は分けて記載してください。

（3）「5-3_日常の意思決定」について

「特別なことは家族が支援」「大事なことは家族に相談」等のみで「2. 特別な場合を除いてできる」を選択するのではなく、内容を理解して意思決定ができるかどうかという能力の評価を行い適切に選択してください。

3 特記事項の記載における傾向

特記事項全般で記載内容が少なく、介護認定審査会に介護の手間が伝わりにくいため、特記事項を充実させるよう助言がありました。

本市では、介護認定審査会資料の関係上、特記事項を1枚に収めることとしているため、特記事項をまとめることの難しさがあります。そのため、特記事項記載の際は、評価軸及び選択した選択肢が同一の調査項目については、まとめて記載する等の工夫を行い、介護認定審査会に介護の手間が伝わるよう努めていただきますようお願いします。

なお、要介護認定事務センター認定調査票の点検を行う中で、全体的に特記事項の記載が不足している場合は、認定調査票に特記事項を追記し、再提出をお願いすることもあります。

(1) 「選択根拠」「頻度」「介護の手間」の記載について

特記事項には、「選択根拠」「頻度」「介護の手間」の3点を記載することが重要です。特に、下記にご留意ください。

ア 2-1_移乗

移乗行為がない場合は、特記事項に「定義の移乗はない」等を記載し、「調査対象の行為が発生しない場合」の規定と同様に、移乗を想定して聞き取りを行った状況を記載してください。

イ 2-2_移動

介護の手間の個人差が大きい調査項目のため、介護の手間が伝わるように「移動場所×頻度」、「介護量」を記載してください。

ウ 2-4_食事摂取

介助が必要な場合は、具体的な頻度や食事時間等を記載してください。

エ 2-5_排尿、2-6_排泄

回数（頻度）、排泄の方法、失敗の有無・頻度、昼夜の違いを記載してください。

オ 4群全般

選択根拠、頻度、介護の手間（介護者の対応等）を記載してください。

(2) 軽度者の方について

軽度者の方について、選択肢が「1」（「1. できる」「1. ない」等）であっても、特記事項の記載が必要であると助言がありました。少なくとも、各群において、特記事項が全く記載されていないことがないように、ご留意ください。

(3) 特別な医療について

介護認定審査会で主治医意見書と認定調査票の整合性確認をする必要があるため、特別な医療に該当しない場合は、「該当なし」と特記事項に記載してください。

(4) 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」、「認知症高齢者の日常生活自立度」について

特記事項の記載が少ないことから介護認定審査会で、日常生活自立度の妥当性の確認を行うことができません。認定調査の聞き取りの中で、調査対象者像をつかんで、適切に選択を行い、選択した根拠を必ず特記事項に記載してください。

担当：健康福祉局介護保険課 認定担当

TEL 671-4256 FAX 550-3614

E-mail kf-kaigonintei@city.yokohama.lg.jp